

○国土交通省告示第四百四十七号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行に伴い、並びに建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十三条第一項及び第二項ただし書、第四十六条第二項第一号ハ、第三項ただし書及び第四項、第四十七条第一項並びに第六十九条の規定に基づき、建築基準法施行令第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年五月三十一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

建築基準法施行令第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数を定める件等の一部を改正する告示

（建築基準法施行令第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数を定める件の一部改正）

第一条 建築基準法施行令第四十六条第四項表一（一）項から（七）項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数を定める件（昭和五十六年建設省告示第千百号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>木造の建築物の軸組の構造方法及び設置の基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第四項の規定に基づき、木造の建築物の軸組の構造方法を第一に、木造の建築物の軸組の設置の基準を第二から第五までに定める。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項に規定する木造の建築物の軸組の構造方法は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一 別表第一(イ)欄に掲げる軸組</p> <p>二 別表第二(イ)欄に掲げる材料を、同表(ロ)欄に掲げる方法によつて柱及び間柱並びにはり、桁、土台その他の横架材の片面に打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱、間柱、はり、桁若しくは胴差又は当該継手を補強するために設けた胴つなぎその他これらに類するものの部分に設けたものに限る。）</p> <p>三 厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートル以上の木材を三十一センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、桁、土台その他の横架材にくぎ（日本産業規格（以下「JIS」という。）A五五〇八一―一九七五（鉄丸くぎ）に定めるN五〇、NZ五〇又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、別表第二(イ)欄に掲げる材料をくぎ（JIS A五五〇八一―一九七五（鉄丸くぎ）に定めるN三二、NZ三二又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が十五センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組</p>	<p>建築基準法施行令第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件</p> <p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四十六条第四項表一(八)項の規定に基づき、同表(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値をそれぞれ次のように定める。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第四項表一(一)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>一 別表第一(イ)欄に掲げる材料を、同表(ロ)欄に掲げる方法によつて柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材の片面に打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱、間柱、はり、けた若しくは胴差又は当該継手を補強するために設けた胴つなぎその他これらに類するものの部分に設けたものに限る。）</p> <p>二 厚さ一・五センチメートル以上で幅四・五センチメートル以上の木材を三十一センチメートル以下の間隔で柱及び間柱並びにはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（日本産業規格（以下「JIS」という。）A五五〇八一―一九七五（鉄丸くぎ）に定めるN五〇又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた胴縁に、別表第一(イ)欄に掲げる材料をくぎ（JIS A五五〇八一―一九七五（鉄丸くぎ）に定めるN三二又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた壁（くぎの間隔が十五センチメートル以下のものに限る。）を設けた軸組</p>

四 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及びはり、桁、土台その他の横架材にくぎ（JIS A五五〇八一―一九七五（鉄丸くぎ）に定めるN七五、NZ七五又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受け材（床下地材の上から打ち付けたものを含む。）（くぎの間隔は、別表第三(一)項に掲げる軸組にあつては十二センチメートル以下、同表(二)項及び(三)項に掲げる軸組にあつては二十センチメートル以下、その他の軸組にあつては三十センチメートル以下に限る。）並びに間柱及び胴つなぎその他これらに類するものに、同表(イ)欄に掲げる材料を同表(ロ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように間柱又は胴つなぎその他これらに類するもの部分に設けたもの）に限り、同表(七)項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプラスチック（JIS A六九〇四―一九七六（せつこうプラスチック）に定めるせつこうプラスチック又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。次号において同じ。）を厚さ十五ミリメートル以上塗つたものに限る。）

五 厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材を用いて六十一センチメートル以下の間隔で五本以上設けた貫（継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）に、別表第三(イ)欄に掲げる材料を同表(ロ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように貫の部分に設けたもの）に限り、同表(七)項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプラスチックを厚さ十五ミリメートル以上塗つたものに限る。）

六 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上（別表第四(一)項から(三)項までに掲げる軸組にあつては、六センチメートル以上の木材を用いて、床下地材の上からはり、土台その他の横架材にくぎ（JIS A五五〇八一―二〇〇五（くぎ）に定めるN七五、N

三 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱及びはり、けた、土台その他の横架材にくぎ（JIS A五五〇八一―一九七五（鉄丸くぎ）に定めるN七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。）で打ち付けた受け材（床下地材の上から打ち付けたものを含む。）（くぎの間隔は、別表第二(一)項に掲げる軸組にあつては十二センチメートル以下、同表(二)項及び(三)項に掲げる軸組にあつては二十センチメートル以下、その他の軸組にあつては三十センチメートル以下に限る。）並びに間柱及び胴つなぎその他これらに類するものに、同表(イ)欄に掲げる材料を同表(ロ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように間柱又は胴つなぎその他これらに類するもの部分に設けたもの）に限り、同表(七)項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプラスチック（JIS A六九〇四―一九七六（せつこうプラスチック）に定めるせつこうプラスチック又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。次号において同じ。）を厚さ十五ミリメートル以上塗つたものに限る。）

四 厚さ一・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材を用いて六十一センチメートル以下の間隔で五本以上設けた貫（継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。）に、別表第二(イ)欄に掲げる材料を同表(ロ)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組（材料を継ぎ合わせて打ち付ける場合にあつては、その継手を構造耐力上支障が生じないように貫の部分に設けたもの）に限り、同表(七)項に掲げる材料を用いる場合にあつては、その上にせつこうプラスチックを厚さ十五ミリメートル以上塗つたものに限る。）

五 厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上（別表第三(一)項から(三)項までに掲げる軸組にあつては、六センチメートル以上の木材を用いて、床下地材の上からはり、土台その他の横架材にくぎ（JIS A五五〇八一―二〇〇五（くぎ）に定めるN七五又は

Z七五又はこれらと同等以上の品質を有するものに限り、)で打ち付けた受け材(くぎの間隔は、同表(一)項から(三)項までに掲げる軸組にあつては十二センチメートル以下、同表(四)項及び(五)項に掲げる軸組にあつては二十センチメートル以下、その他の軸組にあつては三十センチメートル以下に限り、)並びに柱及び間柱並びにはり、桁その他の横架材の片面に、同表(イ)欄に掲げる材料を同表(三)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組

#### 七

厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で、柱との仕口にくさびを設けた貫(当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。)を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、桁、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ(JIS A五五〇八―二〇〇五(くぎ)に定めるSFN二五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹(柱及びはり、桁、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。)又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹(土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。)を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土(百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して〇・四キログラム以上〇・六キログラム以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。)を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土(百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して六十リットル以上百五十リットル以下の砂及び〇・四キログラム以上〇・八キログラムのもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。)を別表第五(イ)欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り厚(柱の外側にある部分の

これと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた受け材(くぎの間隔は、同表(一)項から(三)項までに掲げる軸組にあつては十二センチメートル以下、同表(四)項及び(五)項に掲げる軸組にあつては二十センチメートル以下、その他の軸組にあつては三十センチメートル以下に限り、)並びに柱及び間柱並びにはり、けたその他の横架材の片面に、同表(イ)欄に掲げる材料を同表(三)欄に掲げる方法によつて打ち付けた壁を設けた軸組

#### 六

厚さ一・五センチメートル以上で幅十センチメートル以上の木材を用いて九十一センチメートル以下の間隔で、柱との仕口にくさびを設けた貫(当該貫に継手を設ける場合には、その継手を構造耐力上支障が生じないように柱の部分に設けたものに限る。)を三本以上設け、幅二センチメートル以上の割竹又は小径一・二センチメートル以上の丸竹を用いた間渡し竹を柱及びはり、けた、土台その他の横架材に差し込み、かつ、当該貫にくぎ(JIS A五五〇八―二〇〇五(くぎ)に定めるSFN二五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付け、幅二センチメートル以上の割竹を四・五センチメートル以下の間隔とした小舞竹(柱及びはり、けた、土台その他の横架材との間に著しい隙間がない長さとしたものに限る。以下同じ。)又はこれと同等以上の耐力を有する小舞竹(土と一体の壁を構成する上で支障のないものに限る。)を当該間渡し竹にシュロ縄、パーム縄、わら縄その他これらに類するもので締め付け、荒壁土(百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して〇・四キログラム以上〇・六キログラム以下のわらすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。)を両面から全面に塗り、かつ、中塗り土(百リットルの荒木田土、荒土、京土その他これらに類する粘性のある砂質粘土に対して六十リットル以上百五十リットル以下の砂及び〇・四キログラム以上〇・八キログラムのもみすさを混合したもの又はこれと同等以上の強度を有するものに限る。)を別表第四(イ)欄に掲げる方法で全面に塗り、土塗壁の塗り厚(柱の外側にある部

厚さを除く。)を同表(ろ)欄に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組

八 次に定めるところにより、土塗りの垂れ壁(当該垂れ壁の上下の横架材の中心間距離が〇・七五メートル以上であるものに限る。次号において同じ。)を設けた軸組

イ 当該軸組の両端の柱の小径(当該小径が異なる場合にあつては、当該小径のうちいずれか小さいもの。次号において同じ。)を別表第六(い)欄に掲げる数値と、中心間距離を同表(ろ)欄に掲げる数値とすること。

ロ 当該垂れ壁を別表第六(は)欄に掲げる倍率の数値に応じた軸組に設けられる土塗壁とすること。

ハ (略)

九 次に定めるところにより、土塗りの垂れ壁及び高さ〇・八メートル以上の腰壁を設けた軸組

イ 当該軸組の両端の柱の小径を別表第七(い)欄に掲げる数値と、中心間距離を同表(ろ)欄に掲げる数値とすること。

ロ 土塗りの垂れ壁及び腰壁を別表第七(は)欄に掲げる倍率の数値(当該数値が異なる場合にあつては、当該数値のうちいずれか小さいもの)に応じた軸組に設けられる土塗壁とすること。

ハ (略)

十 別表第八(い)欄に掲げる木材(含水率が十五パーセント以下のものに限る。)を、同表(ろ)欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁(継手のないもの)に限り、大入れ、短ほど差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によつて柱及びはり、桁、土台その他の横架材に緊結したものに限り、)を設けた軸組

十一 厚さ二・七センチメートル以上で別表第九(い)欄に掲げる幅の木材(継手のないもの)に限り、含水率が十五パーセント以下のものに限る。以下「落とし込み板」という。)と当該落とし込み板に相接する落とし込み板を同表(ろ)欄に掲げるだぼ又は吸付き棧を用いて同表(は)欄に掲げる接合方法により接合し、落とし込み板が互いに接す

分の厚さを除く。)を同表(ろ)欄に掲げる数値とした土塗壁を設けた軸組

七 次に定めるところにより、土塗りの垂れ壁(当該垂れ壁の上下の横架材の中心間距離が〇・七五メートル以上であるものに限る。次号において同じ。)を設けた軸組

イ 当該軸組の両端の柱の小径(当該小径が異なる場合にあつては、当該小径のうちいずれか小さいもの。次号において同じ。)を別表第五(い)欄に掲げる数値と、中心間距離を同表(ろ)欄に掲げる数値とすること。

ロ 当該垂れ壁を別表第五(は)欄に掲げる倍率の数値に応じた軸組に設けられる土塗壁とすること。

ハ (略)

八 次に定めるところにより、土塗りの垂れ壁及び高さ〇・八メートル以上の腰壁を設けた軸組

イ 当該軸組の両端の柱の小径を別表第六(い)欄に掲げる数値と、中心間距離を同表(ろ)欄に掲げる数値とすること。

ロ 土塗りの垂れ壁及び腰壁を別表第六(は)欄に掲げる倍率の数値(当該数値が異なる場合にあつては、当該数値のうちいずれか小さいもの)に応じた軸組に設けられる土塗壁とすること。

ハ (略)

九 別表第七(い)欄に掲げる木材(含水率が十五パーセント以下のものに限る。)を、同表(ろ)欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁(継手のないもの)に限り、大入れ、短ほど差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によつて柱及びはり、桁、土台その他の横架材に緊結したものに限り、)を設けた軸組

十 厚さ二・七センチメートル以上で別表第八(い)欄に掲げる幅の木材(継手のないもの)に限り、含水率が十五パーセント以下のものに限る。以下「落とし込み板」という。)と当該落とし込み板に相接する落とし込み板を同表(ろ)欄に掲げるだぼ又は吸付き棧を用いて同表(は)欄に掲げる接合方法により接合し、落とし込み板が互いに接する

る部分の厚さを二・七センチメートル以上として、落とし込み板を同表(に)欄に掲げる方法によつて周囲の柱及び上下の横架材に設けた溝(構造耐力上支障がなく、かつ、落とし込み板との間に著しい隙間がないものに限る。同欄において同じ。)に入れて、はり、桁、土台その他の横架材相互間全面に、水平に積み上げた壁を設けた軸組(柱相互の間隔を同表(は)欄に掲げる間隔としたものに限る。)

十二 別表第十(い)欄に掲げる軸組

十三 別表第十一(い)欄及び(ろ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十四 別表第十二(い)欄、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十五 別表第十三(い)欄、(ろ)欄、(は)欄及び(に)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十六 第二号から第十一号までに掲げる壁、第十三号から前号までに掲げる併用した壁若しくは筋かい又は別表第一(い)欄に掲げる壁若しくは筋かい及び別表第十(い)欄に掲げる壁を併用した軸組

第二 第一各号に定める軸組及び令第四十六条第四項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組の倍率の数值は、次の各号に定めるものとする。

一 第一一号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第一(ろ)欄に掲げる数值

二 第一二号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第二(は)欄に掲げる数值

三 第一三号に定める軸組にあつては、〇・五

四 第一四号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第三(は)欄に掲げる数值

五 第一五号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第三(に)欄に掲げる数值

六 第一六号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第四

部分の厚さを二・七センチメートル以上として、落とし込み板を同表(に)欄に掲げる方法によつて周囲の柱及び上下の横架材に設けた溝(構造耐力上支障がなく、かつ、落とし込み板との間に著しい隙間がないものに限る。以下同欄において同じ。)に入れて、はり、けた、土台その他の横架材相互間全面に、水平に積み上げた壁を設けた軸組(柱相互の間隔を同表(は)欄に掲げる間隔としたものに限る。)

(新設)

十一 別表第九(い)欄及び(ろ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十二 別表第十(い)欄、(ろ)欄及び(は)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十三 別表第十一(い)欄、(ろ)欄、(は)欄及び(に)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十四 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣がこれらと同等以上の耐力を有すると認める軸組

第二 倍率の数值は、次の各号に定めるものとする。

(新設)

一 第一一号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第一(は)欄に掲げる数值

二 第一二号に定める軸組にあつては、〇・五

三 第一三号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第二(は)欄に掲げる数值

四 第一四号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第二(に)欄に掲げる数值

五 第一五号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第三

(は) 欄に掲げる数値

七 第一第七号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第五

(は) 欄に掲げる数値

八 第一第八号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第六

(に) 欄に掲げる数値

九 第一第九号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第七

(に) 欄に掲げる数値

十 第一第十号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第八

(は) 欄に掲げる数値

十一 第一第十一号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表

第九(ハ) 欄に掲げる数値

十二 第一第十二号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表

第十(ロ) 欄に掲げる数値

十三 第一第十三号から第十六号までに定める軸組にあつては、併用

する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から前号までに掲

げるそれぞれの数値の和(当該数値の和が七を超える場合は七)

十四 令第四十六条第四項の規定による国土交通大臣の認定を受けた

軸組にあつては、当該軸組について国土交通大臣が定めた数値

第三 令第四十六条第四項に規定する木造の建築物においては、第一各

号に定める軸組又は同項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸

組を、各階の張り間方向及び桁行方向につき、当該軸組の長さ(第二

各号に定める当該軸組の倍率の数値を乗じて得た長さの合計(以下「

存在壁量」という。)が、次の各号に掲げる数値以上となるように、

設置しなければならない。

一 当該階の床面積(当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これ

らに類する部分に物置その他これに類するもの(以下「物置等」と

いう。)を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を

加えた面積)に次の式により計算した数値(第四第一号において「

(は) 欄に掲げる数値

六 第一第六号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第四

(は) 欄に掲げる数値

七 第一第七号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第五

(に) 欄に掲げる数値

八 第一第八号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第六

(に) 欄に掲げる数値

九 第一第九号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第七

(は) 欄に掲げる数値

十 第一第十号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第八

(ハ) 欄に掲げる数値

(新設)

十一 第一第十一号から第十三号までに定める軸組にあつては、併用

する壁又は筋かいを設け又は入れた軸組の第一号から第十号まで又

は令第四十六条第四項表一の倍率の欄に掲げるそれぞれの数値の和

(当該数値の和が五を超える場合は五)

十二 第一第十四号に定める軸組にあつては、当該軸組について国土

交通大臣が定めた数値

(新設)



単位面積当たりの必要壁量」という。)を乗じて得た数値(以下この号において「必要壁量」という。)。この場合において、第一各号に定める軸組及び令第四十六条第四項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組のうち、第一第十二号に定める軸組及びこれに類する形状の軸組(以下「準耐力壁等」という。)以外のものの長さにおいて柱の折損その他の脆性的な破壊によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれがないことが確かめられた場合を除き、必要壁量の二分の一以上としなければならない。

$$L_w = (A_i \cdot C_o \cdot \Sigma w_i) / (0.0196 \cdot A_{fi})$$

この式において、 $L_w$ 、 $A_i$ 、 $C_o$ 、 $\Sigma w_i$ 及び $A_{fi}$ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

$L_w$  単位面積あたりの必要壁量(単位 一平方メートルにつきセンチメートル)

$A_i$  昭和五十五年建設省告示第七百九十三号第三に定める式により算出した数値

$C_o$  〇・二(特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、〇・三)

$\Sigma w_i$  当該階(当該階が三階以下の階である場合に限る。)が地震時に負担する固定荷重と積載荷重の和(単位 キロニュートン)

$A_{fi}$  当該階の床面積(当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該階の床面積に小屋裏面積を加えた面積)(単位 平方メートル)

二 当該階(当該階より上の階がある場合においては、当該上の階を含む。)の見付面積(張り間方向又は桁行方向の鉛直投影面積をいう。以下この号において同じ。)から当該階の床面からの高さが一・三五メートル以下の部分の見付面積を減じたものに次の表に掲げ

る数値を乗じて得た数値

	(一)	
	特定行政庁がその地方における過去の風の記録を考慮してしばしば強い風が吹くと認めて規則で指定する区域	見付面積に乘ずる数値(単位 一平方メートルにつきセンチメートル)
(二)	(一)に掲げる区域以外の区域	五〇を超え、七五以下の範囲内において特定行政庁がその地方における風の状況に応じて規則で定める数値
		五〇

2 前項第一号の「小屋裏面積」とは、次の式によつて計算した面積をいう。ただし、物置等の水平投影面積がその存する階の床面積の八分の一以下である場合は、零とすることができる。

$$a = \frac{h}{2.1} A$$

この式において、**a**、**h**及び**A**は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- a** 小屋裏面積(単位 平方メートル)
- h** 当該物置等の内法高さの平均の値(ただし、同一階に物置等を複数個設ける場合にあつては、それぞれの**h**のうち最大の値をとるものとする。)(単位 メートル)
- A** 当該物置等の水平投影面積(単位 平方メートル)

第四 令第四十六条第四項に規定する木造の建築物においては、次に定

(新設)

める基準に従つて軸組を設置しなければならない。ただし、令第八十二條の六第二号ロに定めるところにより構造計算を行い、各階につき、張り間方向及び桁行方向の偏心率が〇・三以下であることを確認した場合においては、この限りでない。

- 一 各階につき、建築物の張り間方向にあつては桁行方向の、桁行方向にあつては張り間方向の両端からそれぞれ四分の一の部分（以下「側端部分」という。）について、第一各号に定める軸組又は令第四十六條第四項の規定による国土交通大臣の認定を受けた軸組（当該側端部分に設けるもの限り、準耐力壁等（第三第一項第一号の規定により柱の折損その他の脆性的な破壊によつて構造耐力上支障のある急激な耐力の低下が生ずるおそれがないことを確かめたものを除く。）を除く。）の長さ第二各号に定める当該軸組の倍率の数值を乗じて得た長さの合計（次号において「側端部分の存在壁量」という。）及び当該側端部分の床面積（当該階又は上の階の小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等を設ける場合にあつては、当該階の床面積に第三第二項に規定する小屋裏面積を加えた面積）に側端部分の単位面積当たりの必要壁量を乗じて得た数值（同号において「側端部分の必要壁量」という。）を求めること。
- 二 各側端部分のそれぞれについて、側端部分の存在壁量を側端部分の必要壁量で除した数值（以下この号及び次号において「壁量充足率」という。）を求め、建築物の各階における張り間方向及び桁行方向双方ごとに、壁量充足率の小さい方を壁量充足率の大きい方で除した数值（同号において「壁率比」という。）を求めること。
- 三 前号に規定する壁率比がいずれも〇・五以上であることを確かめること。ただし、同号の規定により算出した側端部分の壁量充足率がいずれも一を超える場合においては、この限りでない。

**第五** 令第八十八條第一項に規定する地震力により建築物の各階の張り間方向又は桁行方向に生ずる水平力に対する当該階の壁又は筋かいが負担する水平力の比が〇・八以上であつて、かつ、平成十二年建設省

（新設）

告示第千八百九十九号に規定する構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた木造の建築物（地階を除く階数が三以下であるものに限り、直交集成板を用いたパネルを水平力及び鉛直力を負担する壁として設ける工法によるもの及び短期に生ずる力に対する許容せん断耐力が一メートルにつき一三・七二キロニュートンを超える軸組を用いるものを除く。）にあつては、第二から第四までに定める基準によらないことができる。

別表第一

	(一)	(二)		(三)	(四)
(い)	土塗壁又は木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に打ち付けた壁を設けた軸組	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の両面に打ち付けた壁を設けた軸組		厚さ三センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組	厚さ四・五センチメートル以上で幅九センチメートル以上の木材の筋かいを入れた軸組
(ろ)	〇・五	一		一・五	二

(新設)

<p>(五) 九センチメートル角以上の木材の筋かいを入れた軸組</p>	<p>(六) (二)項から(五)項までに掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組</p>	<p>三</p>
<p>(二)項から(五)項までのそれぞれの数値の二倍(五)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組にあつては、五)</p>		
<p>一 (二)項から(六)項までに掲げる筋かいを入れた軸組にあつては、当該筋かいの両端の端部を、柱とはりその他の横架材との仕口又はその周辺に緊結しなければならない。</p> <p>二 前号の軸組にあつては、横架材の上端の相互間の垂直距離が三・二メートルを超える場合は、(三)欄に掲げる数値に次の式によつて計算した数値(当該数値が一を超える場合にあつては、一)を乗ずることとする。</p> $\alpha_h = 3.5 \times L_d / H_0$ <p>この式において、<math>\alpha_h</math>、<math>L_d</math>及び<math>H_0</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>\alpha_h</math> (三)欄の数値に乘ずる値</p> <p><math>L_d</math> 当該軸組の柱間の距離(単位 ミリメートル)</p> <p><math>H_0</math> 横架材の上端の相互間の垂直距離(単位 ミリメートル)</p>		

別表第二

(一)	(二)				
構造用パーティクルボード（JIS A五九〇八―二〇一五（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）又は構造用MDF（JIS A五九〇五―二〇一四（繊維板）に規定する構造用MDFに限る。）	構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁（以下「屋外壁等」という。）に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）	材 料	材 料	(い)	(い)
N五〇 又はN Z五〇	CN五 〇又は CNZ 五〇	くぎ又はねじの種類	くぎ又はねじの間隔	緊結の方法	(ろ)
一枚の壁材につき外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は十五センチメートル以下		倍率			(は)
四・三	三・七				

別表第一

(一)	(二)				
構造用パーティクルボード（JIS A五九〇八―二〇一五（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）又は構造用MDF（JIS A五九〇五―二〇一四（繊維板）に規定する構造用MDFに限る。）	構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格（平成十五年農林水産省告示第二百三十三号）に規定するもの（屋外に面する壁又は常時湿潤の状態となるおそれのある壁（以下「屋外壁等」という。）に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）	材 料	材 料	(い)	(い)
N五〇	CN五 〇	くぎの種類	くぎの間隔	くぎ打の方法	(ろ)
一枚の壁材につき外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は十五センチメートル以下		倍率			(は)
四・三	三・七				

<p>(五) パーティクルボード (JIS A 5908-1994 (パーティクルボード) に適合するもの (曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く。)) で厚さが十二ミリメートル以上のもに限る。)、構造用パーティクルボード (JIS A 5908-2015 (パーティクルボード) に規</p>	<p>(四) 構造用合板又は化粧ばり構造用合板 (合板の日本農林規格に規定するもの (屋外壁等に用いる場合は特類に限る。)) で、厚さが五ミリメートル (屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル) 以上のもに限る。</p>	<p>(三) 構造用パネル (構造用パネルの日本農林規格 (昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号) に規定するもので、厚さが九ミリメートル以上のもに限る。)</p>
	<p>N 五〇 又は N Z 五〇 下</p> <p>十五センチメートル以</p>	<p>N 五〇 又は N Z 五〇</p>
	<p>二・五</p>	

<p>(五) パーティクルボード (JIS A 5908-1994 (パーティクルボード) に適合するもの (曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く。)) で厚さが十二ミリメートル以上のもに限る。)、構造用パーティクルボード (JIS A 5908-2015 (パーティクルボード) に規</p>	<p>(四) 構造用合板又は化粧ばり構造用合板 (合板の日本農林規格に規定するもの (屋外壁等に用いる場合は特類に限る。)) で、厚さが五ミリメートル (屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル) 以上のもに限る。</p>	<p>(三) 構造用パネル (構造用パネルの日本農林規格 (昭和六十二年農林水産省告示第三百六十号) に規定するもので、厚さが九ミリメートル以上のもに限る。)</p>
	<p>N 五〇</p> <p>十五センチメートル以</p> <p>下</p>	<p>N 五〇</p>
	<p>二・五</p>	

<p>(九) パルプセメント板 (JIS A 五四一四―一九八八 (パルプセメント板) に適合するも</p>	<p>(八) 炭酸マグネシウム板 (JIS A 六七〇―一九八三 (炭酸マグネシウム板) に適合するもので厚さ十二ミリメートル以上のものに限る。)</p>	<p>(七) 硬質木片セメント板 (JIS A 五四一七―一九八五 (木片セメント板) に定める〇・九Cで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)</p>	<p>(六) ハードボード (JIS A 五九〇七―一九七七 (硬質繊維板) に定める四五〇又は三五〇で厚さが五ミリメートル以上のものに限る。)</p>	<p>定する構造用パーティクルボードに限る。)、構造用MDF (JIS A 五九〇五―二〇一四 (繊維板) に規定する構造用MDFに限る。)、又は構造用パネル (構造用パネルの日本農林規格に規定するものに限る。)</p>
<p>G N F 四〇又 はG N C 四〇</p>				

一・五		二
-----	--	---

<p>(九) パルプセメント板 (JIS A 五四一四―一九八八 (パルプセメント板) に適合するも</p>	<p>(八) 炭酸マグネシウム板 (JIS A 六七〇―一九八三 (炭酸マグネシウム板) に適合するもので厚さ十二ミリメートル以上のものに限る。)</p>	<p>(七) 硬質木片セメント板 (JIS A 五四一七―一九八五 (木片セメント板) に定める〇・九Cで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)</p>	<p>(六) ハードボード (JIS A 五九〇七―一九七七 (硬質繊維板) に定める四五〇又は三五〇で厚さが五ミリメートル以上のものに限る。)</p>	<p>定する構造用パーティクルボードに限る。)、構造用MDF (JIS A 五九〇五―二〇一四 (繊維板) に規定する構造用MDFに限る。)、又は構造用パネル (構造用パネルの日本農林規格に規定するものに限る。)</p>
<p>G N F 四〇又 はG N C 四〇</p>				

一・五		二
-----	--	---



<p>ので厚さが八ミリメートル以上のものに限る。)</p>	<p>(+) 構造用せつこうボードA種 (JIS A六九〇―一二〇〇五 (せつこうボード製品) に定める構造用せつこうボードA種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)</p>	<p>(+) 構造用せつこうボードB種 (JIS A六九〇―一二〇〇五 (せつこうボード製品) に定める構造用せつこうボードB種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)</p>	<p>(+) せつこうボード (JIS A六九〇―一二〇〇五 (せつこうボード製品) に定めるせつこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)(又は強化せつこうボード (JIS A六九〇―一二〇〇五 (せつこうボ―</p>
<p>G N F 四〇、 G N C 四〇、 W S N 又はD T S N</p>			

<p>一・七</p>	<p>一・二</p>	<p>〇・九</p>
------------	------------	------------

<p>ので厚さが八ミリメートル以上のものに限る。)</p>	<p>(+) 構造用せつこうボードA種 (JIS A六九〇―一二〇〇五 (せつこうボード製品) に定める構造用せつこうボードA種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)</p>	<p>(+) 構造用せつこうボードB種 (JIS A六九〇―一二〇〇五 (せつこうボード製品) に定める構造用せつこうボードB種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)</p>	<p>(+) せつこうボード (JIS A六九〇―一二〇〇五 (せつこうボード製品) に定めるせつこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)(又は強化せつこうボード (JIS A六九〇―一二〇〇五 (せつこうボ―</p>
<p>一・七</p>	<p>一・二</p>	<p>〇・九</p>	

<p>一 この表において、N三八、NZ三八、N五〇、NZ五〇、C N五〇、CNZ五〇、GNF四〇、GNC四〇及びSN四〇は 、それぞれJIS A五五〇八一二〇〇五（くぎ）に定めるN 三八、NZ三八、N五〇、NZ五〇、CN五〇、CNZ五〇、 GNF四〇、GNC四〇及びSN四〇又はこれらと同等以上の</p>	(凸)	(凹)		
	<p>ラスシート（JIS A五五 二四一九七七（ラスシート （角波亜鉛鉄板ラス））に定 めるものうち角波亜鉛鉄板 の厚さが〇・四ミリメートル 以上、メタルラスの厚さが〇 ・六ミリメートル以上のもの に限る。）</p>	<p>ラスシート（JIS A五五 二四一九七七（ラスシート （角波亜鉛鉄板ラス））に定 めるものうち角波亜鉛鉄板 の厚さが〇・四ミリメートル 以上、メタルラスの厚さが〇 ・六ミリメートル以上のもの に限る。）</p>	<p>シーディングボード（JIS A五九〇五一一九七九（軟質 繊維板）に定めるシーディング インシュレーションボードで 厚さが十二ミリメートル以上 のものに限る。）</p>	<p>ド製品）に定める強化せつこ うボードで厚さが十二ミリメ ートル以上のものに限る。） （屋外壁等以外に用いる場合 に限る。）</p>
		<p>N三八 又はN Z三八</p>	<p>〇 SN四</p>	
	<p>十五センチ メートル以 下</p>	<p>一枚の壁材 につき外周 部分は十セ ンチメート ル以下、そ の他の部分 は二十セン チメートル 以下</p>	<p>一</p>	

<p>一 この表において、N三八、N五〇、CN五〇、GNF四〇、 GNC四〇及びSN四〇は、それぞれJIS A五五〇八一二 〇〇五（くぎ）に定めるN三八、N五〇、CN五〇、GNF四 〇、GNC四〇及びSN四〇又はこれらと同等以上の品質を有 するくぎをいう。</p>	(凸)	(凹)		
	<p>ラスシート（JIS A五五 二四一九七七（ラスシート （角波亜鉛鉄板ラス））に定 めるものうち角波亜鉛鉄板 の厚さが〇・四ミリメートル 以上、メタルラスの厚さが〇 ・六ミリメートル以上のもの に限る。）</p>	<p>ラスシート（JIS A五五 二四一九七七（ラスシート （角波亜鉛鉄板ラス））に定 めるものうち角波亜鉛鉄板 の厚さが〇・四ミリメートル 以上、メタルラスの厚さが〇 ・六ミリメートル以上のもの に限る。）</p>	<p>シーディングボード（JIS A五九〇五一一九七九（軟質 繊維板）に定めるシーディング インシュレーションボードで 厚さが十二ミリメートル以上 のものに限る。）</p>	<p>ド製品）に定める強化せつこ うボードで厚さが十二ミリメ ートル以上のものに限る。） （屋外壁等以外に用いる場合 に限る。）</p>
		<p>N三八</p>	<p>〇 SN四</p>	
	<p>十五センチ メートル以 下</p>	<p>一枚の壁材 につき外周 部分は十セ ンチメート ル以下、そ の他の部分 は二十セン チメートル 以下</p>	<p>一</p>	

品質を有するくぎを、WSNは、JIS B一一一二（十字穴付き木ねじ）―一九九五に適合する十字穴付き木ねじであつて、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじを、DTSNは、JIS B一一二五（ドリリングタツピンねじ）―二〇〇三に適合するドリリングタツピンねじであつて、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十三ミリメートル以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじをいう。

二・三（略）

別表第三

(一)	材 料	(い)	
構造用パーティクルボード（JIS A五九〇八―二〇一五）（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボード	くぎ又はねじの種類	緊結の方法	(ろ)
	くぎ又はねじの間隔		
四・〇	率係る倍	軸組に定める	(は)
	率係る倍	軸組に定める	(に)

二・三（略）

別表第二

(一)	材 料	(い)	
構造用パーティクルボード（JIS A五九〇八―二〇一五）（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボード	くぎの種類	くぎ打の方法	(ろ)
	くぎの間隔		
四・〇	率係る倍	軸組に定める	(は)
	率係る倍	軸組に定める	(に)

(四)	(三)	(二)	
<p>構造用合板又は化粧 ばり構造用合板（合 板の日本農林規格に 適合するもの（屋外 壁等に用いる場合は 特類に限る。）で、</p>	<p>構造用パネル（構造 用パネルの日本農林 規格に規定するもの で、厚さが九ミリメ ートル以上のものに 限る。）</p>	<p>構造用合板又は化粧 ばり構造用合板（合 板の日本農林規格に 規定するもの（屋外 壁等に用いる場合は 特類に限る。）で、 厚さが九ミリメー トル以上のものに限 る。）</p>	<p>ドに限る。）又は構 造用MDF（JIS A五九〇五―二〇 一四（繊維板）に規 定する構造用MDF に限る。）</p>
<p>N 五〇  又はN  Z 五〇</p>	<p>N 五〇  又はN  Z 五〇</p>	<p>C N 五  〇 又は C N Z  五〇</p>	<p>部分は十五 センチメー トル以下</p>
<p>十五センチ メートル以 下</p>			
<p>二・五</p>		<p>三・三</p>	
<p>一・五</p>	<p> </p>	<p> </p>	

(四)	(三)	(二)	
<p>構造用合板又は化粧 ばり構造用合板（合 板の日本農林規格に 適合するもの（屋外 壁等に用いる場合は 特類に限る。）で、</p>	<p>構造用パネル（構造 用パネルの日本農林 規格に規定するもの で、厚さが九ミリメ ートル以上のものに 限る。）</p>	<p>構造用合板又は化粧 ばり構造用合板（合 板の日本農林規格に 規定するもの（屋外 壁等に用いる場合は 特類に限る。）で、 厚さが九ミリメー トル以上のものに限 る。）</p>	<p>ドに限る。）又は構 造用MDF（JIS A五九〇五―二〇 一四（繊維板）に規 定する構造用MDF に限る。）</p>
<p>N 五〇</p>	<p>N 五〇</p>	<p>〇 C N 五</p>	<p>部分は十五 センチメー トル以下</p>
<p>十五センチ メートル以 下</p>			
<p>二・五</p>		<p>三・三</p>	
<p>一・五</p>	<p> </p>	<p> </p>	

(六)	(五)	
<p>構造用パーティクルボード（JIS A 五九〇八―二〇一五）（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）又は構造用MDF（JIS A 五九〇五―二〇一四（繊維板）に規定する構造用MDF</p>	<p>パーティクルボード（JIS A 五九〇八―一九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く。）で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格に規定するものに限る。）</p>	<p>厚さが七・五ミリメートル以上のものに限る。）</p>

--	--

(六)	(五)	
<p>構造用パーティクルボード（JIS A 五九〇八―二〇一五）（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）又は構造用MDF（JIS A 五九〇五―二〇一四（繊維板）に規定する構造用MDF</p>	<p>パーティクルボード（JIS A 五九〇八―一九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く。）で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。）又は構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格に規定するものに限る。）</p>	<p>厚さが七・五ミリメートル以上のものに限る。）</p>

--	--

(九)	(八)	(七)	
構造用せつこうボードB種 (JIS A 六九〇一―二〇〇五) (せつこうボード製品) に定める構造用せつこうボードB種で厚さが十二ミリメートル以上のものに	構造用せつこうボードA種 (JIS A 六九〇一―二〇〇五) (せつこうボード製品) に定める構造用せつこうボードA種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)	せつこうラスボード (JIS A 六九〇六―一九八三) (せつこうラスボード) に適合するもので厚さが九ミリメートル以上のものに限る。(	に限る。)
第一号に よる場 合はG N F 三 二、G N C 三 二、W S N 又	第一号に よる場 合はG N F 四 〇、G N C 四 〇、W S N 又 はD T S N、	G N F 三二、 G N C 三二、 W S N 又はD T S N	

一・三	一・五	一・五	
〇・七	〇・八	一・〇	

(九)	(八)	(七)	
構造用せつこうボードB種 (JIS A 六九〇一―二〇〇五) (せつこうボード製品) に定める構造用せつこうボードB種で厚さが十二ミリメートル以上のものに	構造用せつこうボードA種 (JIS A 六九〇一―二〇〇五) (せつこうボード製品) に定める構造用せつこうボードA種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)	せつこうラスボード (JIS A 六九〇六―一九八三) (せつこうラスボード) に適合するもので厚さが九ミリメートル以上のものに限る。(	に限る。)
第一号に よる場 合はG N F 三 二又は G N C 三二	第一号に よる場 合はG N F 四 〇又は G N C 四〇、 第一号 四号に よる場 合はG	G N F 三二又 はG N C 三二	

一・三	一・五	一・五	
〇・七	〇・八	一・〇	

<p>一 この表において、N五〇、NZ五〇、CN五〇、CNZ五〇、GNF三二、GNC三二、GNF四〇及びGNC四〇は、それぞれJIS A五五〇八―二〇〇五(くぎ)に定めるN五〇、NZ五〇、CN五〇、CNZ五〇、GNF三二、GNC三二、GNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同等以上の品質を有する。</p>	(+)	<p>限る。(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)</p>	
	<p>せつこうボード(JIS A六九〇―二〇〇五(せつこうボード製品)に定めるせつこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)</p>	はDT	
		SN	
			一・〇
			〇・五

<p>一 この表において、N五〇、CN五〇、GNF三二、GNF四〇及びGNC四〇は、それぞれJIS A五五〇八―二〇〇五(くぎ)に定めるN五〇、CN五〇、GNF三二、GNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。</p>	(+)	<p>限る。(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)</p>	
	<p>せつこうボード(JIS A六九〇―二〇〇五(せつこうボード製品)に定めるせつこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)</p>	はDT	
		SN	
			一・〇
			〇・五

するくぎを、WSNは、JIS B一一一二（十字穴付き木ねじ）一一九九五に適合する十字穴付き木ねじであつて、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじを、DTSNは、JIS B一一二五（ドリリングタツピンねじ）一一二〇〇三に適合するドリリングタツピンねじであつて、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランペット、四・二ミリメートル及び三十三ミリメートル以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじをいう。

二・三（略）

別表第四

(一)	材 料	(い)	
構造用パーティクルボード（JIS A五九〇八―二〇一五（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）又は構造用MDF（JIS A五九〇五―二〇一四（繊維板）に規定する構造用MDFに限る。）	N五〇 又はN Z五〇	緊結の方法 (ろ)	(は)
	一枚の壁材につき外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は十五センチメートル		
	四・三		

二・三（略）

別表第三

(一)	材 料	(い)	
構造用パーティクルボード（JIS A五九〇八―二〇一五（パーティクルボード）に規定する構造用パーティクルボードに限る。）又は構造用MDF（JIS A五九〇五―二〇一四（繊維板）に規定する構造用MDFに限る。）	N五〇	くぎ打の方法 (ろ)	(は)
	一枚の壁材につき外周部分は七・五センチメートル以下、その他の部分は十五センチメートル		
	四・三		



(五)	(四)	(三)	(二)
<p>パーティクルボード（JIS A五九〇八一―九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く</p>	<p>構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格に規定するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが五ミリメートル（屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル）以上のものに限る。）</p>	<p>構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格に規定するもので、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）</p>	<p>構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格に規定するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）</p>
			<p>C N 五 O 又は C N Z 五 O</p>
		<p>N 五 O 又は N Z 五 O</p>	<p>トル以下</p>
		<p>十五センチメートル以下</p>	
		<p>二・五</p>	<p>三・七</p>

(五)	(四)	(三)	(二)
<p>パーティクルボード（JIS A五九〇八一―九九四（パーティクルボード）に適合するもの（曲げ強さによる区分が八タイプであるものを除く</p>	<p>構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格に規定するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが五ミリメートル（屋外壁等においては、表面単板をフェノール樹脂加工した場合又はこれと同等以上の安全上必要な耐候措置を講じた場合を除き、七・五ミリメートル）以上のものに限る。）</p>	<p>構造用パネル（構造用パネルの日本農林規格に規定するもので、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）</p>	<p>構造用合板又は化粧ばり構造用合板（合板の日本農林規格に規定するもの（屋外壁等に用いる場合は特類に限る。）で、厚さが九ミリメートル以上のものに限る。）</p>
			<p>C N 五 O</p>
		<p>N 五 O</p>	<p>トル以下</p>
		<p>十五センチメートル以下</p>	
		<p>二・五</p>	<p>三・七</p>

<p>。で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)、構造用パーティクルボード(JIS A五九〇八―二〇一五(パーティクルボード)に規定する構造用パーティクルボードに限る。)、構造用MDF( JIS A五九〇五―二〇一四(繊維板)に規定する構造用MDFに限る。 )又は構造用パネル(構造用パネルの日本農林規格に規定するものに限る。)</p>	<p>(六) 構造用せつこうボードA種( JIS A六九〇一―二〇〇五(せつこうボード製品)に定める構造用せつこうボードA種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)</p>	<p>(七) 構造用せつこうボードB種( JIS A六九〇一―二〇〇五(せつこうボード製品)に定める構造用せつこうボードB種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)</p>
	<p>G N F 四〇、 G N C 四〇、 W S N 又はD T S N</p>	
	<p>十五センチメートル以下</p>	<p>一・〇</p>

<p>。で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)、構造用パーティクルボード(JIS A五九〇八―二〇一五(パーティクルボード)に規定する構造用パーティクルボードに限る。)、構造用MDF( JIS A五九〇五―二〇一四(繊維板)に規定する構造用MDFに限る。 )又は構造用パネル(構造用パネルの日本農林規格に規定するものに限る。)</p>	<p>(六) 構造用せつこうボードA種( JIS A六九〇一―二〇〇五(せつこうボード製品)に定める構造用せつこうボードA種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)</p>	<p>(七) 構造用せつこうボードB種( JIS A六九〇一―二〇〇五(せつこうボード製品)に定める構造用せつこうボードB種で厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。)(屋外壁等以外に用いる場合に限る。)</p>
	<p>G N F 四〇又 はG N C四〇</p>	
	<p>十五センチメートル以下</p>	<p>一・〇</p>

<p>る。)</p>	<p>(ハ) せつこうボード (JIS A 六九〇―二〇〇五 (せつこうボード製品) に定めるせつこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。) (屋外壁等以外に用いる場合に限る。) 又は強化せつこうボード (JIS A 六九〇―二〇〇五 (せつこうボード製品) に定める強化せつこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。) (屋外壁等以外に用いる場合に限る。)</p>		<p>〇・九</p>
<p>一 この表において、N五〇、NZ五〇、CN五〇、CNZ五〇、GNF四〇及びGNC四〇は、それぞれJIS A五五〇八―二〇〇五 (くぎ) に定めるN五〇、NZ五〇、CN五〇、CNZ五〇、GNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎを、WSNは、JIS B一一一二 (十字穴付き木ねじ) ―一九九五に適合する十字穴付き木ねじであつて、呼び径及び長さが、それぞれ三・八ミリメートル及び三十二ミリメートル以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじを、DTSNは、JIS B一一二五 (ドリリングタツピンねじ) ―二〇〇三に適合するドリリングタツピンねじであつて、頭部の形状による種類、呼び径及び長さが、それぞれトランプット、四・二ミリメートル及び三十三ミリメートル以上のもの又はこれと同等以上の品質を有するねじをいう。</p>			

<p>る。)</p>	<p>(ハ) せつこうボード (JIS A 六九〇―二〇〇五 (せつこうボード製品) に定めるせつこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。) (屋外壁等以外に用いる場合に限る。) 又は強化せつこうボード (JIS A 六九〇―二〇〇五 (せつこうボード製品) に定める強化せつこうボードで厚さが十二ミリメートル以上のものに限る。) (屋外壁等以外に用いる場合に限る。)</p>		<p>〇・九</p>
<p>一 この表において、N五〇、CN五〇、GNF四〇及びGNC四〇は、それぞれJIS A五五〇八―二〇〇五 (くぎ) に定めるN五〇、CN五〇、GNF四〇及びGNC四〇又はこれらと同等以上の品質を有するくぎをいう。</p>			

二・三 (略)

別表第五、別表第九 (略)

別表第十

(一)	(い)	(ろ)
<p>別表第二(四)項、(五)項又は(六)項の(い)欄に掲げる材料を、同表(ろ)欄に掲げる方法によつて、柱及び間柱の片面に高さ三十六センチメートル以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組(壁の高さが横架材間内法寸法の十分の八未満である場合にあつては、当該軸組の両端の柱の距離は二メートル以下とし、かつ、両端の柱のそれぞれに連続して、同じ側に同じ材料を同じ方法によつて、柱及び間柱の片面に高さ横架材間内法寸法の十分の八以上となるように打ち付けた壁(ただし、同表(六)項(い)欄に掲げる材料の端部を入り隅の柱に打ち付ける場合にあつては、同表(ろ)欄に掲げる方法によつて、当該端部を厚さ三センチメートル以上で幅四センチメートル以上の木材を用いて柱にすぎ(JIS A五五〇八―二〇〇五(くぎ)に定めるN七五、NZ七五又はこれらと同等以上の品質を有するものに限る。)で打ち付けた受材(釘の間隔は、三十センチメートル以下に限る。)の片面に打ち付け</p>	<p>別表第二(は)欄に掲げる数値に〇・六を乗じて得た数に、壁の高さの横架材間内法寸法に対する比を乗じて得た数値</p>	

二・三 (略)

別表第四、別表第八 (略)

(新設)

				、他端を柱又は間柱に打ち付けた壁とすることができ。を有するものとする。(二)項において同じ。)	
(二)	木ずりその他これに類するものを柱及び間柱の片面に高さ三十六センチメートル以上となるように打ち付けた壁を設けた軸組	○・五に壁の高さの横架材間内法寸法に對する比を乗じて得た数値			
(三)	(一)項又は(二)項の壁をそれぞれ両面に設けた軸組	(一)項又は(二)項のそれぞれの数値の二倍			
(四)	(一)項及び(二)項の壁を組み合わせた軸組	(一)項及び(二)項の数値の和			

この表において、上下に離して同じ壁を設けた場合にあつては、壁の高さはそれぞれの壁の高さの和とする。

別表第十一

(一)				
	(い)	第一第二号から第六号までに掲げる壁のうち一		
	(ろ)	第一第二号から第六号まで若しくは第十一号に掲げる壁、別表第一(一)項に掲げる壁又は同表(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一		

別表第九

(一)				
	(い)	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一		
	(ろ)	第一第一号から第五号まで若しくは第十号に掲げる壁若しくは令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一		

別表第十二

(二)	(一)	
第一第二号又は第三号に掲げる壁の	第一第二号から第六号までに掲げる壁のうち一	(い)
別表第一(一)項に掲げる壁(土塗壁を	別表第一(一)項に掲げる壁	(ろ)
第一第十号に掲げる壁	別表第一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	(は)

(四)	(三)	(二)
別表第一(一)項又は(二)項に掲げる壁のうち一	第一第十号に掲げる壁	第一第二号若しくは第三号に掲げる壁、別表第一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)又は同表(二)項に掲げる壁のうち一
別表第一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	別表第一(一)項に掲げる壁又は同表(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項及び(五)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)に掲げる壁若しくは筋かいのうち一	第一第七号又は第十号に掲げる壁のうち一

別表第十一

(二)	(一)	
第一第一号又は第二号に掲げる壁の	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	(い)
令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁	(ろ)
第一第十号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	(は)

(三)	(二)	
第一第十号に掲げる壁	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)又は(二)項に掲げる壁のうち一	ち一
令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)に掲げる壁又は筋かいのうち一	第一第六号又は第九号に掲げる壁のうち一	

	(三)	(四)	(五)
うち一	第一第二号から第六号までに掲げる壁のうち一	第一第二号又は第三号に掲げる壁のうち一	第一第二号若しくは第三号に掲げる壁、別表第一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)又は同表(二)項に掲げる壁のうち一
除く。)	第一第二号から第六号までに掲げる壁のうち一	第一第二号若しくは第三号に掲げる壁又は別表第一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)のうち一	第一第十一号に掲げる壁
	第一第十一号に掲げる壁又は別表第一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	第一第七号又は第十号に掲げる壁のうち一	別表第一(一)項に掲げる土塗壁又は同表(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項及び(五)項)に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)に掲げる筋かいのうち一

	(三)	(四)	(五)
うち一	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)又は(二)項に掲げる壁のうち一
る壁(土塗壁を除く。)	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)のうち一	第一第十号に掲げる壁
	第一第十号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一	第一第六号又は第九号に掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項)に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)に掲げる筋かいのうち一

別表第十三

(い)	第一第二号又は第三号に掲げる壁のうち一
(ろ)	第一第七号又は第十号に掲げる壁のうち一
(は)	第一第十号に掲げる壁
(に)	別表第一(一)項に掲げる土塗壁又は同表(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項及び(五)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)に掲げる筋かいのうち一

別表第十一

(い)	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一
(ろ)	第一第六号又は第九号に掲げる壁のうち一
(は)	第一第十号に掲げる壁
(に)	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)に掲げる筋かいのうち一



（建築基準法施行令の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件の一部改正）

第二条 建築基準法施行令の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準を定める件（昭和六十二年建設省告示第千八百九十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第二項第一号ハ及び第三項ただし書並びに第六十九条の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準は、次の各号に定める基準（令第四十六条第二項第一号ハの構造計算にあつては、第一号から第三号までに定める基準）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 地階を除く階数が三である木造の建築物であつて、高さが十三メートルを超え、十六メートル以下のものにあつては、次の式によつて計算した各階の壁量充足率比が、それぞれ十分の六以上であることを確かめること。ただし、令第八十二条の六第二号イに定めるところにより各階の剛性率を計算し、それぞれ十分の六以上であることが確かめられた場合にあつては、この限りでない。</p> $R_f = r_f / \bar{r}$ <p>この式において、<math>R_f</math>、<math>r_f</math>及び<math>\bar{r}</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>R_f</math> 各階の壁量充足率比</p> <p><math>r_f</math> 各階の壁量充足率（昭和五十六年建設省告示第千百号第三第一項に規定する存在壁量を同項第一号に規定する必要壁量で除した数値をいう。）</p> <p><math>\bar{r}</math> 当該建築物についての<math>r_f</math>の相加平均</p>	<p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十六条第二項第一号ハ及び第三項、第四十八条第一項第二号ただし書並びに第六十九条の規定に基づき、木造若しくは鉄骨造の建築物又は建築物の構造部分が構造耐力上安全であることを確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p>

（木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件の一部改正）

第三条 木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件（平成十二年建設省告示第千三百四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分（題名を含む。以下この条において同じ。）をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p>構造耐力上主要な部分である横架材の相互間の垂直距離に対する木造の柱の小径の割合等を定める件</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十三条第一項の国土交通大臣が定める割合は、次の式によって計算した割合とする。ただし、壁が柱に取り付く場合（当該壁を設ける方向の小径について横架材の相互間の垂直距離に対する割合を計算する場合に限る。）及び第二に定める基準に従った構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。</p> $de/l = 0.027 + 22.5 \cdot wd/l^2$ <p>この式において、<math>de</math>、<math>l</math>及び<math>wd</math>は、それぞれ次の数値を表すものとする。</p> <p><math>de</math> 柱の小径（単位 ミリメートル）</p> <p><math>l</math> 横架材の相互間の垂直距離（単位 ミリメートル）</p> <p><math>wd</math> 当該階が負担する単位面積当たりの固定荷重と積載荷重の和（単位 一平方メートルにつきニュートン）</p> <p>2 柱が負担する荷重の実況に応じて、構造耐力上の安全性を適切に評価して計算をすることができる場合にあつては、前項の規定にかかわらず、令第四十三条第一項の国土交通大臣が定める割合を当該計算により得られた数値とすることができる。</p> <p>第二 令第四十三条第二項ただし書に規定する木造の柱の構造耐力上完全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三三（略）</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p>（新設）</p> <p>木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準を定める件</p> <p>建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十三条第一項ただし書及び第二項ただし書に規定する木造の柱の構造耐力上の安全性を確かめるための構造計算の基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 一三三（略）</p>

（木造の継手及び仕口の構造方法を定める件の一部改正）

第四条 木造の継手及び仕口の構造方法を定める件（平成十二年建設省告示第千四百六十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十七条第一項に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 (略)
- 二 壁を設け又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口にあつては、当該仕口の周囲の軸組の種類及び配置を考慮して、柱頭又は柱脚に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことが確かめられたものでなくてはならない。ただし、次のイ又はロに該当する場合には、この限りでない。

- イ 横架材の上端の相互間の垂直距離が三・二メートル以下であり、かつ、軸組の種類及び柱の配置に応じて、平家部分又は最上階の柱にあつては次の表一に、その他の柱にあつては次の表二に、それぞれ掲げる表三(イ)から(ぬ)までに定めるところによる場合
- ロ 次のいずれにも該当する場合

- (1) (略)
- (2) 昭和五十六年建設省告示第千百号第三第一項の規定による各階における張り間方向及び桁行方向の存在壁量に、軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値に応じた次の表四に掲げる低減係数を乗じて得た数値が、同項第一号の規定による各階の床面積に同号の単位面積当たりの必要壁量を乗じて得た数値以上であることが確かめられること。

表一（表四）（略）

改正前

建築基準法施行令（以下「令」という。）第四十七条に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によって構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 (略)
- 二 壁を設け又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口にあつては、軸組の種類と柱の配置に応じて、平家部分又は最上階の柱にあつては次の表一に、その他の柱にあつては次の表二に、それぞれ掲げる表三(イ)から(ぬ)までに定めるところによらなければならない。ただし、次のイ又はロに該当する場合には、この限りでない。

- イ 当該仕口の周囲の軸組の種類及び配置を考慮して、柱頭又は柱脚に必要とされる引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことが確かめられた場合
- ロ 次のいずれにも該当する場合

- (1) (略)
- (2) 令第四十六条第四項の規定による各階における張り間方向及び桁行方向の軸組の長さの合計に、軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値に応じた次の表四に掲げる低減係数を乗じて得た数値が、同項の規定による各階の床面積に同項の表二の数値（特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によって指定した区域内における場合においては、同表の数値のそれぞれ一・五倍とした数値）を乗じて得た数値以上であることが確かめられること。

表一（表四）（略）

三  
(略)

三  
(略)

## 附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。ただし、第一条（昭和五十六年建設省告示第千百号第一第二号の改正規定（「N五〇又はこれ」を「N五〇、NZ五〇又はこれら」に、「N三二又はこれ」を「N三二、NZ三二又はこれら」に改める部分に限る。）同第三号の改正規定（「N七五又はこれ」を「N七五、NZ七五又はこれら」に改める部分に限る。）同第五号の改正規定（「N七五又はこれ」を「N七五、NZ七五又はこれら」に改める部分に限る。）同告示別表第一(ろ)欄の改正規定、同表第一号の改正規定、同告示別表第二(ろ)欄の改正規定（「第一第三号」を「第一第四号」に、「第一第四号」を「第一第五号」に改める部分を除く。）同表第一号の改正規定、同告示別表第三(ろ)欄の改正規定及び同表第一号の改正規定に限る。）及び附則第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

（木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を定める件及び木造建築物の軸組の設置の基準を定める件の廃止）

第二条 木造の建築物に物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積を定める件（平成十二年建設省告示第千三百五十一号）及び木造建築物の軸組の設置の基準を定める件（平成十二年建設省告示



第千三百五十二号)は、廃止する。

(準備行為)

第三条 脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(令和六年政令第百七十一号。以下「整備政令」という。)による改正後の建築基準法施行令(以下「新令」という。)第四十六条第四項の規定に基づき国土交通大臣がする認定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この告示の施行前においても、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第六十八条の二十五の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

第四条 この告示の施行の際現に存する軸組のうち、第一条の規定による改正前の昭和五十六年建設省告示第千百号(以下「旧第千百号告示」という。)第一第十一号から第十三号までに定める軸組(旧第千百号告示第二第十一号に規定する数値の和が五を超えるものに限る。)の倍率の数値は、第一条の規定による改正後の昭和五十六年建設省告示第千百号(以下「新第千百号告示」という。)の規定にかかわらず、五とすることができる。

2 この告示の施行の日から起算して一年を経過する日までにその工事に着手する地階を除く階数が二以下、高さが十三メートル以下及び軒の高さが九メートル以下の木造の建築物(延べ面積が三百

平方メートルを超えるものを除く。)については、新令第四十三条第一項及び第四十六条第四項並びに新第千百号告示及び第三条の規定による改正後の平成十二年建設省告示第千三百四十九号に規定する基準によることとするための設計の変更に必要な時間を要することその他の事由により、当該基準により難いと認められる場合においては、整備政令による改正前の建築基準法施行令第四十三条第一項及び第四十六条第四項、旧第千百号告示及び第三条の規定による改正前の平成十二年建設省告示第千三百四十九号並びに附則第二条の規定による廃止前の平成十二年建設省告示第千三百五十一号及び平成十二年建設省告示第千三百五十二号に規定する基準によることができる。